

身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人スマイル

- 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - ① 利用者ひとり一人にも様々な特性があり、職員全員がその障害特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行う。
 - ② 「緊急やむをえない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。
- 2 身体拘束に該当すると考えられている行為
 - ① 車椅子やベット等に縛り付ける
 - ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
 - ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
 - ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動をする
 - ⑤ 行動をおちつかせるために、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
 - ⑥ 送迎車内で、チャイルドシート等にシートベルトを装着する際、安全確保の為にカラビナ等を使用する。
- 3 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つに要件）

切迫性・・・利用者本人または他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しいこと

非代替性・・・身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的であること
- 4 身体拘束等適正化に向けて体制
 - ① 委員会の設定と実施
 - ② 定期的な研修の実施
 - ③ 記録の整備
- 5 身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束等を行わないのが、原則あるが、利用者又は利用者の生命、身体を守るため緊急やむを得ない場合に行う3つの要件を満たした上で以下の対応を行う。

(ア) 委員会の実施

事例に関して、上記3つの要件を満たしているかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

(イ) 利用者本人及び家族等に対する説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合に、速やかに家族又は後見人等連絡し、承諾を得る。連絡が取れない場合は、身体拘束実施後、家族又は後見人等に継続の理由など説明し承諾を得る。

(ウ) 記録と再検討

身体拘束を行った場合、すべて記録に残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否か検討し、継続する場合は、再度家族又は後見人等に継続の理由など説明し、承諾を得る

(エ) 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除の理由などを説明し、承諾を得る。

6 当該指針の閲覧について

当該指針は、ホームページに掲載し、全ての利用者、家族、職員が閲覧可能とする

<付記>

この指針は、令和4年4月1日から施行する